

# 滑川市と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書

滑川市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、市民サービスの向上、市民の健康的な生活の実現及び地域活性化をめざすため、次のとおり連携に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力して、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、一層の市民サービスの向上、市民の健康的な生活の実現及び地域活性化の実現に資することを目的とする。

## （連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に定める事業について、連携協力するものとする。

- (1) 健康寿命の延伸に関すること。
- (2) 市民の健康増進に関すること。
- (3) 熱中症対策に関すること。
- (4) 学校教育に関すること。
- (5) 予育て支援に関すること。
- (6) 防災・災害に関すること。
- (7) その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること。

## （連携協力事項の推進）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

## （事業の実施方法）

第4条 第2条に規定する事業の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙に対して、各事業（以下「本事業」という。）における協力を要請することができ、乙は当該要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。
- (2) 乙は、甲から要請を受けた本事業を社会貢献活動の場として活用し、甲に対して協力の要請をすることができ、甲は当該要請に対して甲の業務に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。
- (3) 甲は、本事業の実施に乙の協力があることを市民に周知するものとする。

## （協力要請）

第5条 甲は、乙に対して、前条第1号の協力要請を行う場合、本事業の目的等を個別具体的に明示した任意の文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の協力要請を受けた場合には、文書又は口頭により協力の可否を通知するものとする。なお、甲は、乙が緊急の要請時に応じられない可能性があることについてあらかじめ承知する。

## （データ等の収集及び提供）

第6条 甲及び乙は、本事業の成果について、市民等に対して実施するアンケート等により意見を収集することができる。

2 甲が乙に対して、アンケート等の成果を提供する場合、個人が特定できる情報は削除したうえで行うものとする。

## （情報交換）

第7条 甲及び乙は、本事業が円滑に行われるよう、必要に応じて情報交換を行うものとする。

## （秘密の保持）

第8条 甲及び乙は、本協定における連携協力の検討及び実施に当たり、相互に情報の共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理し、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示しないものとする。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

## （有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに甲又は乙から本協定終了の申し出がないときは、本協定の有効期間が1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

## （反社会的勢力への対応に関する特則）

第10条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前2号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなく直ちに本協定を解約することができる。

## （協議）

第11条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月18日

甲 富山県滑川市寺家町104番地

滑川市

市長

上田昌司  
大塚製薬株式会社

乙 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目13番21号

大塚製薬株式会社

ニュートラシューティカルズ事業部名古屋支店

支店長

上田昌司  
大塚製薬株式会社